

第4章 非登録事業者（郵送申請）の実務の流れ

1. 再資源化預託金等預託申請書（並行輸入車両専用）の入手および作成

- ・自動車リサイクルシステムH Pより、再資源化預託金等預託申請書（並行輸入車両専用）を入手しリサイクル料金の算出を依頼する車両情報の作成を行います
( 詳細は73ページをご覧ください)



2. 再資源化預託金等預託申請書（並行輸入車両専用） および添付書類の郵送

- ・再資源化預託金等預託申請書（並行輸入車両専用）と必要な添付書類をJARCに送付（郵送）します
( 詳細は75ページをご覧ください)



3. ゆうちょ払込票の受領とリサイクル料金の支払い

- ・郵便局払込依頼票が送付される為、最寄りの郵便局にてリサイクル料金を支払います
( 詳細は76～78ページをご覧ください)



4. リサイクル券と預託証明シールの受領

- ・JARCにリサイクル料金の入金情報が届き次第、預託証明シールとリサイクル券が発送されます
- ・受領後、自動車通関証明書に預託証明シールを貼付し新車新規登録手続きを行います
( 詳細は79～83ページをご覧ください)

第4章 非登録事業者（郵送申請）の実務の流れ

1. 再資源化預託金等預託申請書（並行輸入車両専用）の入手および作成

（1）申請書の入手

- 自動車リサイクルシステムホームページ（<http://www.jars.gr.jp/>）から再資源化預託金等預託申請書（並行輸入車両専用）を入手します。

※ホームページより入手できない方は、FAXにて送付することも可能ですので自動車リサイクルコンタクトセンターまでお問合せください。

① 自動車リサイクルシステムホームページの「各種申請書書式」をクリック



② 2.リサイクル料金の預託・取戻し等の申請の「（2）リサイクル料金の預託申請並行輸入車両専用」より「再資源化預託金等申請書（並行輸入車両専用）」をダウンロードし入手する



第4章

非登録事業者（郵送申請）の実務の流れ

(2) 申請書の作成

- 記入例を参考に、車両1台ごとで必要事項を記入します。

※ 記入漏れや相違があるとリサイクル券・預託証明シールの発送が遅れる場合がある為、申請前に記入漏れ等ないかご確認ください。

再資源化預託金等 預託申請書		並行輸入車両専用	
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 行		申請日	西暦 YYYY 年 MM 月 DD 日
使用済自動車の再資源化等に関する法律第73条第1項に基づく、次の自動車に係る第108条第1項各号に定める料金に相当する額の預託について、「並行輸入車に係る使用済自動車再資源化預託金等の預託証明書交付申請手続に関する基本約款」に同意のうえ以下のとおり申請いたします。 (*1)			
申請者	①申請者の氏名・住所 ご記入の住所は、ゆうちょ銀行払込票・リサイクル券等の送付先となります。送達するように正しくご記入ください。	住所（都道府県名、建物名、号室までご記入ください） 〒 1 0 5 - 0 0 1 2 東京都港区芝大門1丁目1番30号 日本自動車会館 11階 氏名・名称（フリガナ） トウキョウリサイクルジドウシャセイビカブシキガイシャ 東京リサイクル自動車整備株式会社	
	②電話番号/FAX番号	電話 03-1234-5578	FAX 03-1234-6789
	③担当者名	フリガナ カンキョウ タロウ 氏名 環境 太郎	
④車名（メーカー名）	アイウエオ		
⑤年式 又は 製造年	2013年		
⑥車台番号 (*2) (職権打刻の場合はシリアル番号)	A12B-1234567		
⑦登録区分	☒ 普通自動車 ☐ 小型自動車 ☐ 軽自動車		
⑧用途 (*3)	☒ 乗用 ☐ 貨物 ☐ 乗合 ☐ 特種 特種の場合 → 車台の改造前の用途: ☐ 乗用 ☐ 貨物 ☐ 乗合		
⑨エアバッグ類	☒ 有 ☐ 無		
⑩フロン類 (エアコン)	☒ 有 ☐ 無 自り法対象外冷媒搭載車は「無」を選択 (*4)		
添付書類	預託申請に際しては、自動車の諸元が判る「イ」または「ロ」の書類の提出が必要となります。 「イ」の書類を提出する場合は、1.～3. 全ての書類の提出が必要となります。		
	イ	1. 自動車通関証明書(写し) 税関等で発行されたもの 2. 並行輸入自動車届出書(写し) その1 および 車両諸元概要表 3. 自動車排出ガス試験結果成績表(写し) (公財)日本自動車輸送技術協会(JATA)又は(財)日本車両検査協会(VIA)が発行したもの(車両登録申請で提出が免除されている自動車については添付不要です)	
ロ	自動車予備検査証(写し) 運輸支局等で交付されたもの		
発送方法	ご希望のリサイクル券と預託証明シールの発送方法をお選びください。 (*5) ご希望がない場合は「特定記録郵便」で発送いたします。		
	特定記録郵便 (送料元払) ☒	宅配便 (送料着払) ☐	
*1 申請を受領した日から30日以内にリサイクル料金のお支払いが確認できない場合、申請を取り消すことがございます。 *2 予備検査受検後に車台番号が職権打刻に変更されている場合は、シリアル番号をご記入ください。 *3 特種車(8ナンバー)で登録を予定されている自動車の場合は、特種をお選びいただき、改造前の用途(乗用、貨物、乗合)のいずれかもお選びください。 *4 自り法対象外冷媒とは、カーエアコン用冷媒のうち、自動車リサイクル法に基づいたフロン類回収業者による回収対象外です(現時点ではHFO-1234yfが該当します)。自り法対象外冷媒搭載車はフロン類リサイクル料金に預託が不要となるため、⑩フロン類は「無」をお選びください。 *5 信書扱いとなる「ゆうちょ銀行払込票」は、普通郵便で発送いたします。			
【申請書類 送付先】 メールアドレス: cc-ys@jarc.or.jp (「件名(タイトル)」に申請者名と申請台数を記載してください。) FAX: 0570-016-611 郵送: 〒105-8691 東京都芝郵便局 私書箱第8号 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 資金管理対応グループ 行			

第4章 非登録事業者（郵送申請）の実務の流れ

2. 再資源化預託金等預託申請書（並行輸入車両専用）および添付書類の送付

- ・車両1台ごと必要事項を記入し、以下の必要な添付書類を合わせてJARCへメール・FAX又は郵送します。
- ・必要な添付書類は、予備検査を受検しているか否かで異なります。

（1）必要な添付書類

予備検査を受けていない場合

- ① 自動車通関証明書の写し
- ② 並行輸入自動車届出書の写し
- ③ 自動車排出ガス試験結果成績表の写し（※1）
上記すべてを添付してください

予備検査を受検している場合

- ④ 自動車予備検査証の写しのみを添付してください

※1 自動車排出ガス試験が免除される車両の場合は、自動車排出ガス試験結果成績表の写しの添付は不要です。
「年式または製造年」欄に、年月を必ずご記入ください。

＜自動車排出ガス試験免除車両＞

1. 年式が古い車両（1976年以前に製造された車両）
2. 規定重量超（車両総重量が3.5t超の(乗合・貨物・特種車)）
3. 車両年式と規定重量超
（2003年8月以前、または2006年9月以前に製造された車両で総重量が2.5t超～3.5t以下の(乗合・貨物・特種車)）
4. 燃料電池自動車（電気自動車）

① 自動車通関証明書の写し

- ・税関等より発行された自動車通関証明書（税関様式C第8050号）の写しを準備します。

② 並行輸入自動車届出書の写し

- ・運輸支局等に提出する並行輸入自動車届出書（その1および車両諸元概要表）の写しを準備します。

③ 自動車排出ガス試験結果成績表の写し

- ・公益財団法人日本自動車輸送技術協会（JATA）または一般財団法人日本車両検査協会（VIA）が発行した自動車排出ガス試験結果成績表（試験自動車の試験結果成績表を含む）の写しを準備します。
同型成績表の発行を受けた場合も同様です。

④ 自動車予備検査証の写し

- ・運輸支局等から交付された自動車予備検査証の写しを準備します。

（2）送付先

メールアドレス	cc-ys@jarc.or.jp（「件名(タイトル)」に申請者名と申請台数を記載してください。）
FAX番号	0570-016-611
送付先	〒105-8691 東京都芝郵便局 私書箱第8号 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 資金管理対応グループ 行

第4章 非登録事業者（郵送申請）の実務の流れ

3. ゆうちよ払込票の受領とリサイクル料金の支払い

- 申請書類に不備がない場合は、JARCから郵便局の払込依頼票を申請者宛に送付しますので、その払込票を郵便局の窓口を持参し、額面に記載されたリサイクル料金の額を払い込んでください。
※「払込票」は信書扱いとなる為、普通郵便で発送いたします。
- 払込票を自動車所有者（購入者）に手渡しすれば、自動車所有者（購入者）が直接リサイクル料金を支払うことが可能ですが、郵便局払込票は預託申請日単位で作成されるため、同じ日に預託申請した車両については、一つの払込票にまとめられてしまうことに注意が必要です。
- JARCは、郵便局での入金を確認してから、預託証明シールとリサイクル券を作成し、申請者宛に送付します。

払込票のイメージ

電信払込み請求書・電信振替請求書									
お受取先 口座番号		記 号		CD/再発行		番 号		送金金額	
001500		613416						千 百 十 万 千 百 十 円	
お受取先 加入者名		公益財団法人自動車リサイクル促進センター 様		料金（振替先） 加入者負担		特殊取扱 料金		備考	
				※金額の頭部に「マ」マーク又は金の文字をご記入ください。 太枠欄の中をご記入ください。					
				取扱店使用欄		区分欄 電信払込み ・本人払込み ・カード利用 電信振替 ・カード利用 摘 要			
				取扱店使用欄		確認区分 本・代・法・手 任・振・顧 確認者印			
ご依頼人 口座番号		記 号		CD/再発行		番 号（右詰めで記入）			
フリガナ おとこ		（〒 ）（電話番号 ）							
フリガナ おなまえ		様							
				お受取人さまが指定した番号（数字10桁まで）がある場合にご記入ください。 ※ 番号をご記入いただいた場合、お受取先口座が「総合口座通帳」の振替口座であるときは、送金の内容を普通郵便でお受取人に通知します（有料）。				ご依頼人 お届け印	
								検査者印	

ゆうちょ銀行 裏面の注意事項をお読みください。 (取扱店→貯金事務センター) 【10年保存】

第4章 非登録事業者（郵送申請）の実務の流れ

払込票の送付状のイメージ

- ・払込票を送付する際は、以下の送付状が添付されます。

〒 XXX-XXXX
〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇

2018年 3月14日
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
資金管理センター

株式会社 XXXX

XXX XXX 様

払込票送付のご連絡

この度、ご依頼のありました車両につきまして、申請の受付が完了いたしました。
同封の払込票をご利用し、2018年 4月 3日 までに最寄の郵便局にて下記のリサイクル料金のお支払いを
お願いします。ご入金を確認した後、翌営業日以降、預託証明シールとリサイクル券を送付いたします。
なお、15時までにご入金を確認できた場合に限り、翌営業日に送付いたします。

- ※ インターネットを通じてリサイクル料金を払い込む場合、
ゆうちょ銀行の支店コード（店名）は「019」です。

払込票番号	XXXXXXXXXX
受付日	2018年 3月14日
車両数合計	2台
請求金額合計	¥XX,XXX

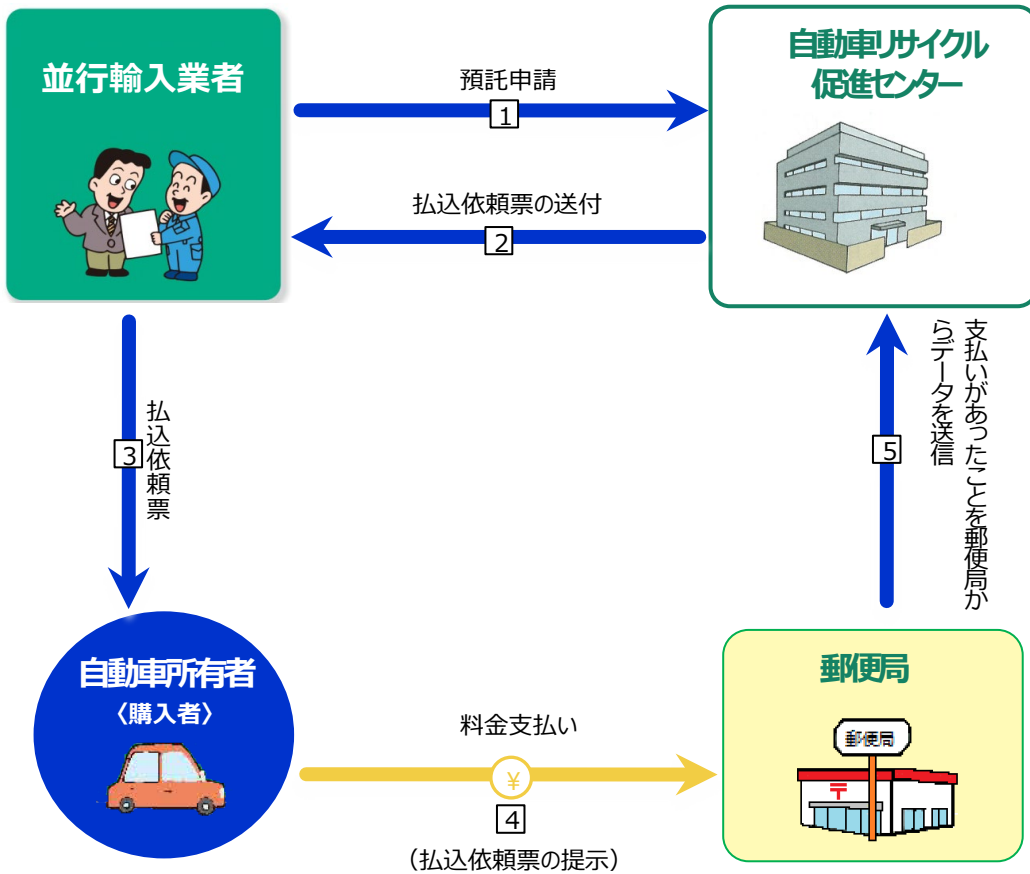
車両明細

（注）自り法対象外冷媒搭載車の場合、フロン料金の預託が不要になります。

No.	車台番号（シリアル番号）	リサイクル料	フロン料	フロン料	合計金額
	リサイクル券番号	情報管理料金	資金管理料金	（注）	
1	XXXX-XXXX	¥X,XXX	¥X,XXX	¥X,XXX	¥XX,XXX
	XXXX-XXXX-XXXX	¥XXX	¥XXX		
2	XXXX-XXXX	¥X,XXX	¥X,XXX	¥X,XXX	¥X,XXX
	XXXX-XXXX-XXXX	¥XXX	¥XXX		

第4章 非登録事業者（郵送申請）の実務の流れ

郵便局の払込依頼票の手順



- 1 預託申請に必要な書類を郵送します。
- 2 払込依頼票が送付されます。
※「ゆうちょ銀行払込票」は信書扱いとなる為、普通郵便で発送いたします。
- 3 並行輸入業者は、自動車所有者（購入者）に払込依頼票を手渡し、郵便局で支払っていただくよう依頼します。
※ 並行輸入業者による代行も可能です。
- 4 郵便局に払込依頼票を提示し、料金を支払います。
- 5 料金を支払ったという情報は、郵便局からJARCへ連絡されます。

⚠️ 留意事項

- ・弊センターで15時までにご入金を確認できた場合に限り、翌営業日にリサイクル券と預託証明シールを送付いたします。
- ・「払込票送付のご連絡」へ記載の期日までにリサイクル料金を支払ってください。

第4章 非登録事業者（郵送申請）の実務の流れ

4. リサイクル券と預託証明シールの受領

- ・ JARCは、リサイクル料金の入金を確認してから、リサイクル券と預託証明シールを作成し、申請者宛に送付します。

※「再資源化預託金等預託申請書（並行輸入車専用）の申請者欄へ記載の住所と宛名へ送付します

- ・ 並行輸入業者は、預託証明シールを自動車通関証明書に貼付し、運輸支局等で新車新規登録手続きを行います。

- ・ JARCがリサイクル料金の入金の有無を確認したか否かは、自動車リサイクルシステムホームページにて確認できます。
(<http://www.jars.gr.jp/>)

※ 車台番号下4桁とリサイクル券番号の情報が必要になりますので払込票送付状をご確認ください



- ・ 郵便局窓口にてリサイクル料金の支払いをしたにも関わらず、預託証明シール・リサイクル券の到着が遅れている場合は（おおよそ、リサイクル料金を支払った日より1週間経過した場合）、自動車リサイクルコンタクトセンターにお問合せください。

第4章 非登録事業者（郵送申請）の実務の流れ

（1）リサイクル券の意義

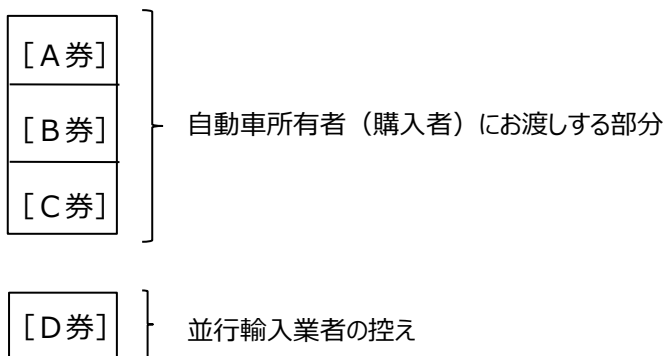
- ・リサイクル券は、リサイクル料金が支払われていることを証明する書面であり、リサイクル料金が支払われている車両を次の所有者に譲渡する際には、車両と共に引き渡すことが必要となる重要な書面です。
- ・並行輸入車の場合は、JARCがリサイクル料金の入金を確認した後、申請者宛に送付します。

（2）リサイクル券の構成と取り扱い

- ・リサイクル券は、[A券] から [D券] で構成されています。

名称	説明
[A券] 預託証明書（リサイクル券）	券面に記載されている車両のリサイクル料金が預託されていることをJARCが証明する書面であり、自動車リサイクル法第74条第1項に定める「預託証明書」となります
[B券] 使用済自動車引取証明書	当該自動車が使用済となった時に引取業者が必要事項を記入して最終所有者に交付する書面であり、自動車リサイクル法第80条第1項に定める「引取証明書」となります
[C券] 資金管理料金受領証	JARCが資金管理料金を受領したことを証明する書面であり、法人の自動車所有者に対しては、資金管理料金を費用処理する上での証明書となります
[D券] 料金通知書兼発行者控	並行輸入業者が自動車所有者にリサイクル料金の額を通知する際に使用する書面であり、リサイクル料金を通知した後は並行輸入業者の控えとなります

- ・自動車所有者（購入者）にリサイクル券を交付する際は、[C券] と [D券] の間に入っているミシン目に沿って切り離し、[A券] から [C券] を渡してください。



第4章 非登録事業者（郵送申請）の実務の流れ

リサイクル券（見本）

0133023349



[A券] 預託証明書（リサイクル券）

＜＜車両欄＞＞

リサイクル券番号	0000-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	〇 〇 〇

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター
2016年4月1日 発行
事務処理番号：000-12345678<4>

＜＜料金欄＞＞

シュレッダーダスト料金	¥7,500
エアバッグ類料金	*****
フロン類料金	¥1,050
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥8,680

※本券（A券）は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

＜使用済自動車引渡時、引取業者切離し＞

[B券] 使用済自動車引取証明書

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0000-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	〇 〇 〇
預託金額	¥8,680 (消費税込み)

※本券（B券）は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

引取日： 年 月 日

＜引渡者＞
氏名・名称 _____

＜引取業者＞
登録番号 _____
氏名・名称 _____ 印
事業所名称 _____
所在地 _____
TEL. _____

＜受領証（C券）利用時切離し＞

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0000-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	〇 〇 〇

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター
2016年4月1日 発行
事務処理番号：000-12345678<4>

受領金額 (消費税込み)	¥380
-----------------	------

[D券] 料金通知書兼発行者控

リサイクル券番号	0000-1234-5678
車台番号	ABC12-345678
車名	〇 〇 〇

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター
2016年4月1日 発行

支払金額合計	¥9,060
シュレッダーダスト料金	¥7,500
エアバッグ類料金	*****
フロン類料金	¥1,050
情報管理料金	¥130
資金管理料金	¥380
フロン券による事前支払額	*****

第4章 非登録事業者（郵送申請）の実務の流れ

（3）預託証明

- ・自動車リサイクル法では、新車新規登録・検査を受けようとする際は、資金管理人（JARC）が発行する預託証明書を運輸支局等に提示し、リサイクル料金が支払われていることを証明しなければ、登録・検査が受けられない制度になっています。
- ・上記預託証明書にはリサイクル券が該当しますが、実務としては、運輸支局等における確認業務を簡素化するために、登録に必要な既存の書類にリサイクル料金が支払済みである旨の押印またはシールの貼付がなされたものを預託証明書とみなすと関係者間で合意されています。

（4）新車新規登録・検査の際に預託証明書とみなされる書面

- ・新車新規登録・検査時に運輸支局等において預託証明書とみなされる書面は、以下のように整理されています。

種類	預託証明書とみなされる書面
型式指定車	リサイクル料金が支払済みである旨の押印がなされた完成検査終了証
新型自動車届出車	リサイクル料金が支払済みである旨の押印がなされた排出ガス検査終了証
輸入自動車特別取扱車	リサイクル料金が支払済みである旨の押印がなされた輸入自動車特別取扱届出済書
並行登録車	リサイクル料金が支払済みである旨のシールが貼付された自動車通関証明書

（5）預託証明シール

- ・並行登録する車両の場合は、JARCが発行する「預託証明シール」を自動車通関証明書の表面に貼付します。

預託証明シールイメージ	リサイクル料金等預託済証明	
	車台番号（シリアル番号）	ZZZZZZZZZZ0123456
	リサイクル券番号	1111-1111-1111
	事務処理番号	000000000000-YYYYMMDD
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター		

- ・貼付位置について特段の定めはありません。記載事項や公印にかからなければ、枠内への貼付も可能です。
（☞ 87ページをご覧ください）
- ・預託証明シールには、車台番号が記載されているため、他の車両への転用はできません。
- ・預託証明シールの有効期限はありません。



SAMPLE

自動車通関証明書

税関様式C第8050号

税関証明第 2637 号

平成 16 年 6 月 17 日

税関



神戸税関六甲アイランド出張所

輸入許可年月日	輸入申告番号	車名	型式	形状	車台番号						
H16.6.15	510215862586	CHEVROLET	BLAZER	WAGON	1GBDM19W2TB116816						
輸入者住所氏名	東京都港区芝大門1-1-30 株式会社 ジャルク	代理人住所氏名	東京都港区芝大門1-1-30 有限会社 ジャルク通関代行	リサイクル料金等預託金証明 <table><tr><td>車台番号 (シリアル番号)</td><td>ZZZZZZZZZ0123456</td></tr><tr><td>リサイクル券番号</td><td>1111-1111-1111</td></tr><tr><td>事務処理番号</td><td>0000000000000-YYYYMMDD</td></tr></table> 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター		車台番号 (シリアル番号)	ZZZZZZZZZ0123456	リサイクル券番号	1111-1111-1111	事務処理番号	0000000000000-YYYYMMDD
車台番号 (シリアル番号)	ZZZZZZZZZ0123456										
リサイクル券番号	1111-1111-1111										
事務処理番号	0000000000000-YYYYMMDD										
注意事項 この証明書は、原則として再発給しないので大切に保管してください。											

(規格 A4)